

が少しでも役立ててもらえればと考え、「協同金融研究会」とも関連させて、労働者協同組合法制の研究に参加させてもらうことにしている。

モンドラゴンや事業団が定式化してきた諸原則を法制化に当たって如何に反映させ、実効あるも

のにさせるか。そして、企業倫理の社会的規範とし経済民主主義の前進に貢献していくか。

労働者協同組合の法的認知の獲得には、事業の成立・発展を保証させるということにとどまらない、より大きな社会的意義を感じている。

＜特集・'93年度協同総研の活動に向けて＞

日本・フィリピン研究交流に向けて

高橋 五郎（神奈川県／農村金融研究会・主任研究員）

人類には生命としての誕生時期に、おたがい1秒の狂いもない。先進国より100年遅れた国があるとする。かといって、遅れた国に暮らす人間の誕生が、先進国に暮らす人間より人類史的に100年遅かったわけではない。人類としては同じ誕生の歴史をもつわれわれである。そこに、地球上に住むわれわれが理屈ぬきに互いに認め合い、助け合う根拠がある。

だが国家や社会の一員としてどこに属するかによっては、人間は豊かにもなるし貧しくもある。睨み合いや殺し合いも、もとはといえばそこから生まれる。同じ国家や同じ社会に属しても、そこでも日常や将来に相対的な差が生まれる。

このような差はけっして人類の宿命ではなく、国家や社会の問題であることは明らかである。別の国家からの干渉や強制・抑圧があれば問題はより深刻になる。

愛国主義や国家意識が強すぎると、人類の一員であることを忘れ、民族主義的な規範や行動が日常を支配し、家庭や組織のなかにさえ利己主義がはびこるようになる。

子供は学校や塾で友だちより1点でも多くの点数をとろうと勉強し、大人はひとより100円でも多くの給料と一階級でも上の立場を狙い、仕方なく払わされる税金以外にひとのために出す金といえばこれも町内会の付き合い上しづしづ出す赤い羽根募金くらいのものである。私自身そうである。

このような風潮が正しいものとはどうしても思えない。しかしそろって無能な政治家にはこれ以

下のことしかできないから、社会の水準は下がる一方である。

幸か不幸か私もこの社会の一員なので、人や社会を一方的に責めるわけにはいかない。たまに、いいことをしようと思うことはあるが、残念ながら、自分で効果を認めるに至ったことはほとんどない。私はこの程度の能力の人間であり、挽回をねらって特別大きなことをしようという気もさらさらない。

ただ一つ、研究者の端くれとして、フィリピンの協同組合の研究者たちと研究交流を始め、それをできるだけ長く続けたいと思っている。

けっして長期間ではなかったが、フィリピンでの7か月間は日本の協同組合のことに想いを馳せ、フィリピンの協同組合の将来を想像する時間を私に与えてくれた。私は彼等から教わることの方が多く、教えたことは少なかった。彼等は国家や社会のあり方を通じて、日常的問題をみている。国家や社会は意識的な与件として常に発想のもとをなし、協同組合研究は運動と表裏一体である。

裸足の少年が近寄ってきて手のひらを差し出す。住む家は不法占拠した道路に数百軒立ち並ぶバラック小屋の一つである。道路にはネズミの死骸がペシャンコになってひからびている。家の中に豚小屋がある。鶏も飼われている。少年の着ているものは大分くたびれている。

この程度を紹介しただけでも、おおよその事情は分かって頂けるものと思う。すべてがこのようなわけではないが、けっしてまれでも特別な例で

もない。

こうした実情をみると、正直いって同情したくなるのも心情であろう。しかしけして同情してはならない。同情は与える一時の動機になるが、実はなにも生まないのである。

国同士の暮らしぶりの違い程度に受けとめないと、対等の立場に立つことはできない。少なくとも人々の精神や文化に優劣はないのだから、物的・金銭的問題から離れた相互理解を試みようとした場合、道は開けてこない。

フィリピンで協同組合がどのような期待をもたらしているかという点は、この点に挙げた地域社会の主婦たちが生協をつくり、古着セールや共同購入活動に参加していることからもうかがうことができる。この地域社会はしばらく滞在したホテルの近くにあったので、私は彼等の日常生活を監視することができた。若い男性が組合長であったが、リーダーとして潑刺とした活動ぶりが目についたものである。

なぜ、協同組合なのか。一言でいえば、これ以外に生活レベルを上げる方法がないからである。生活保護や健康保険、年金制度といった社会保障制度が整っていない一方で所得は低い。自分たちの生活は自分たちが守るしかないのである。

協同組合はそこに最初から種があったかのように、雑草のように芽をふく。政府自体、草の根運動として協同組合が社会の隅々で誕生することを期待している。協同組合づくりのための研修会への参加を呼びかけ、協同組合原則や運営の仕方を啓蒙する。政府の役割はこの程度で精いっぱいというのが現状である。

それでも協同組合と一言でいっても、国や社会が違うと人々の見方や期待も随分と違うものだと思う。日本では、多様なタイプの協同組合が機能し、組合員は協同組合を通じてそれぞれが利益を享受することになっている。

フィリピンでは、一つの協同組合法が多様な協同組合を包摂できる仕組みになっている。日本のような農協法とか生協法とか、独立した法律はない。約2万の単協が農業、生協、加工、信用など

を主要事業とする協同組合に分かれている。組合員規模は小さく、集落単位かせいぜいのところ町単位といった程度である。専門分化の形式になると、さらに規模が小さくならざるをえない事情が、日本のような法律形式をとらない理由の一つなのかもしれない。

1989年のアキノ政権下に制定された現在の協同組合法では、従来とは異なった協同組合政策がとられるようになった。協同組合の位置づけが低迷する経済のなかにあって、ささやかでもその浮揚に貢献できる部門になるようにとの方向へ変わってきつつあるようである。

というよりは、うがった見方をすれば国民に対し、協同組合をつくりまたは強化して、それをもとに、自分たちのちからで生きてくれ、といわざるをえない状況なのではないかとさえ思える。もしそうだとすると、この点は協同組合のあり方、いいかえれば組合員の参加と期待のあり方自体に深くかかわることになる。

かつて、マルコス時代にさまざまな意味を込めて活動した農民が組織するサマハンナヨンは、いまでは協同組合の概念から除外されてしまった。この点は政治の要請に支配された協同組合の帰趨を示す例であるが、その反省が現在の協同組合運動のあり方に健全を取り戻させようとする要因になっているともいえる。

アキノ政権以降の政府は、政府とサマハンナヨンとの過去の関係が、今回も続くのではないかと思われることを極度に警戒し、協同組合との間に必要以上の距離を置くようにしているとの印象を受ける。

こうした他国の協同組合の運動にわれわれが個人的にかかわることができるとされる領域は限られている。さしあたり私の場合は、フィリピンの協同組合研究者を日本に少しづつ招きたいと考えている。日本の農協や生協、労働者協同組合について直に目と肌でふれ合い研究者や実務者と交流し合える機会をつくる橋渡しをしたいと思っている。そのためには、われわれも現地へ行く必要がある。そして、自分たちのありのままを見てもらう必要

がある。よそ行きの接し方では交流にならないからである。

会員諸氏に、このたびそのために設立した研究

交流会の活動へのご理解とご協力をお願いしたい。

＜特集・'93年度協同総研の活動に向けて＞

ベーク報告について

佐 藤 誠（滋賀県／立命館大学・助教授）

カンボジアについてモザンビークでの国連平和維持活動（P K O）に日本の自衛隊が参加した。日本のP K O参加のあり方、ことに自衛隊の派遣について論議してきた人々の中でも、モザンビークそのものについて理解している人はどれくらいいるだろう。平和維持という以上、モザンビークは戦争状態にあるわけだが、いったい誰と誰が何のために戦っているのか、答えられますか？私の経験からすると、戦争の当事者の名称というごく基本的なことすら答えられる人は1割といかない。主権者である国民が戦争の当事者の名前すら知らないまま、一国の軍隊が派遣されているわけである。これは危険なことだ。

この例が示すように、アフリカ大陸で起きた戦争にすら、われわれ日本人はかかわっている。今の自衛隊を派遣するような関わり方は止めさせなければならないが、関わりそのものを否定することはできない。われわれの日々の生活が、地球上のあらゆる地域の人々の労働と生活によって既に支えられているからである。生活協同組合を通じて購入するパン、豆腐、コーヒー、海老などの食料品をみただけでもそれは明らかだ。ここでも自分が直接、見聞きする範囲だけでは事実はわからない、ということになる。

したがって、時間的にも空間的にも著しく拡大した時代に生きているわれわれには、直接体験だけに止まらない論理的思考とイマジネーションがどうしても必要とされる。協同組合運動に即して言うならば、今の日本の現実から出発しつつも、そこにとどまらない柔軟な思考が求められるわけである。いまの日本にないというだけで頭から拒

絶反応を示すようでは発展は覚束ない。

ベーク報告を論じるときにも、出発点としたいのはこのことである。ここでは、国際的な視点から、「新しい協同組合」という概念を軸に従業員参加と開発協力の問題に絞って考えたい。

報告は、既存の協同組合、すなわち消費者（生活）協同組合や購買販売農業協同組合は、組合員資格を「利用者」においてきたが、意志決定、資金調達、利益配分のそれぞれにおいて、従業員参加を検討すべきときがきている、という。現実の組合運営では、組合員と従業員の間以上に、組合員・管理職と従業員の力関係が問題になりつつある。そこから報告が提起しているのは、現在の原則を修正して、利用者と従業員が一体となった混合組合員とする可能性である。

ここで想起されるのは、1991年に出された欧州協同組合法案および補足指令案に盛られた従業員参加条項である。そこでは、管理機関に従業員代表が参加するか、別の従業員協議機関を設置するなどの方策により、従業員を協同組合の管理運営に参加させることが提起されていた。そして、この欧州協同組合法案の従業員参加の前提になったものは、1989年の欧州会社法案および補足条項にある従業員参加であった。ここでもE C内の複数の国にまたがって事業展開する欧州会社は、取締役会の3分の1ないし2分の1を従業員代表とするが、独立の従業員代表機関を設置する方式が示されていた。

こうした事態の背景をなしているのは、単に市場や通貨面にとどまらない社会政策を含めたE C統合の進展である。1989年12月に採択された「労